

東京都小学校理科教育研究会規約

第一章 総則

第一条 この会は、東京都小学校理科教育研究会と称し、事務所を会長の所属校におく。

第二条 この会は、理科教育についての理論および実践の研究や調査、情報交換等を行い、東京都の小学校理科教育の充実・振興を図ることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 東京都内各地区理科教育研究会との情報交換と連絡・協議
- 2 理科教育・科学教育に関する調査や研究
- 3 講演会・研究会・研修会・協議会・講習会等の開催
- 4 教材・教具の開発と普及
- 5 機関紙及び関係資料・図書が発行
- 6 その他のこの会の目的達成に必要な事業
- 7 感染症流行等の不測の事態が生じ、必要な者の参集が困難と会長が認める場合は、電子通信等を活用して事業を行うことができる。

第二章 組織

第四条 この会は、東京都内各区市等の小学校理科研究会理科部会等をもって組織する。

第五条 この会の事業を推進するために、次の部を設ける。

- 1 会計部
- 2 庶務部
- 3 広報部
- 4 調査部
- 5 編集部
- 6 研究部
- 7 教材開発部
- 8 研修部
- 9 養成研修部

第三章 役員

第六条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 部長 各部毎に1名
- 4 理事 各区市等に1名
- 5 会計監査 2名

第七条 前条の役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- 3 各部長は担当する各部の会務を執行する。
- 4 各理事は所属の区市等に関する会務を執行する。
- 5 会計監査は会計を監査する。

第八条 この会に顧問をおくことができる。

第九条 この会の役員は役員会で選出し、総会で承認する。

第十条 この会の役員の任期は1年間とする。しかし、再任をさまたげない。

第十条の1 この会の役員は、原則年度内に60歳を迎えるまでの者とする。ただし、会長以外の役員については、会長が必要と認め、役員会の承認を得た場合、61歳以上であっても役員となることができる。

第四章 会議

第十一条 この会は、会務を推進するために、次の会議を設ける。

- 1 総会 年1回以上開き、予算決算その他重要な会務を審議決定する。
- 2 役員会 学期1回以上開き、会務の企画運営について審議決定執行する。
- 3 理事会 年2回以上開き、会務を執行する。
- 4 感染症流行等の不測の事態が生じ、必要な者の参集が困難と会長が認める場合は、電子通信を用いる等の会議の方法及び内容を変更して会務を推進することができる。

第五章 会計

第十二条 この会の経費は、会費及びその他の収入による。

第十三条 各区市等の小学校教育研究会理科部会は、年額1校千円の会費を負担する。

第十四条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第六章 その他

第十五条 この会は、目的を同じくする他の団体と連盟を結ぶことができる。

附則 この規約は、平成元年6月1日より実施する。

附則 この規約は、平成18年5月18日より実施する。

附則 この規約は、令和3年5月17日より実施する。

附則 この規約は、令和5年5月15日より実施する。